資料-臨④

r6物価_1_2

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県区分	【41_佐賀県】
地方公共団体名（コード有り）	41209_佐賀県嬉野市
都道府県・市町村コード（5桁）	41209
担当部局課名	総合戦略推進部 企画政策課
担当者氏名	松尾 哲平

電話番号		0954-66-9117
メールアドレス		kikaku@city.ureshino.lg.jp
交付対象経費 （地方単独事業費）	国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	25,349
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	700
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	–
	国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	356,680
	国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	–
	国のR5補正分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	10,894
	国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–

既配分額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	–
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	700
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	–
既配分額 国のR5予備費分（定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	–
既配分額 国のR5予備費分（定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	–
既配分額 国のR5補正分（定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	–
既配分額 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–

※ 給付金・定額減税一体支援枠分の事務費については、今回配分額をR5補正予算で措置します。
（ただし、東京都及び静岡県内の自治体のみR5予備費で措置）

今回配分予定額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	25,349
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	–
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	–
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	225,000
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	–
今回配分予定額 ※ 国のR5補正分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	10,894
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–

※ 給付金・定額減税一体支援枠分の事務費については、今回配分額をR5補正予算で措置します。
（ただし、東京都及び静岡県内の自治体のみR5予備費で措置）

配分予定額計 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	25,349
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	700
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	–
配分予定額計 国のR5予備費分（定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	225,000
配分予定額計 国のR5予備費分（定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	–
配分予定額計 ※ 国のR5補正分（定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	10,894
配分予定額計 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–
配分予定額計	261,943
移替先	総務省

国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①（令和5年度本省繰越分）	76,036
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和5年度本省繰越分）	–
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和6年4月通知分）	700
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和6年7月5日通知分）	–
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和6年7月〇日通知分）	–
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和6年●月通知分）	
小計 交付限度額②	700
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和5年度本省繰越分）	1,149
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和6年4月通知分）	25
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和6年7月5日通知分）	–
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和6年7月〇日通知分）	–
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和6年●月通知分）	
小計 交付限度額③	1,174
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（令和6年7月5日通知分）	225,000
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（令和6年●月通知分）	
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（令和6年●月通知分）	
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（令和6年●月通知分）	
小計 交付限度額④	225,000
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤（令和6年7月5日通知分）	–
国のR5補正分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤（令和6年7月5日通知分）	10,894
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤（令和6年●月通知分）	
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤（令和6年●月通知分）	
小計 交付限度額⑤	10,894
国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和6年4月・6月通知分）	–
国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和6年●月通知分）	
小計 交付限度額⑥	–
交付限度額計	313,804

													A	B	B１	B２		B３		B４	C												
		Ｎｏ	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	総事業費	交付対象経費	国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	国のR5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費	国のR5予備費・R5補正（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費	国のR5予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
												合計	404,047	393,623	25,349	700	–	356,680	10,894	–	10,424												
差押禁止法の対象範囲 ※事務連絡参照	令和5年度住民税均等割非課税世帯（7万円）（低所得世帯支援枠）	1	R5_補正	低所得	○	○	○	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業【低所得者世帯給付金（追加分）】【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	―		700	700	–	700	–				–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 2307世帯×70千円 のうちR6計画分 ④R5年度分の住民税非課税世帯 （2307世帯）	―	○	―	R5.12	R6.4	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R5補正（地）
	一体給付（給付金・定額減税一体支援）	2	R5_補正・予備	推奨事業・一体支援	○	○	○	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金低所得者支援金・定額減税調整給付金事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	―		376,420	376,420	8,846			356,680	10,894		–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 600世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯 319世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 281世帯×100千円、子ども加算 900人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 9328人（217180千円） のうちR6計画分 事務費 19740千円 事務費の内容 ［需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 人件費 その他 として支出］（国庫返還相当額等581千円） ④低所得世帯等の給付対象世帯数（1200世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（9328人）	―	○	―	R6.4	R7.3	対象世帯に対して令和6年4月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R6当初（地）
	（デジタル庁）給付支援サービス	3											–	–																			
	住民税均等割非課税世帯等への支援関連の給付費（家計急変への横出し等・補正）	4											–	–																			
	一体給付関連の給付費（上乗せ等・予備費）	5											–	–																			
	事務費（上乗せ・横出し）	6											–	–																			
		7	R5_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金保育所等給食費支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		10,425	3,300	3,300						7,125	①目的・効果 給食を提供する保育所、認定こども園、地域型保育事業所に係る給食の材料費（教職員分を除く）高騰分に対し補助することで保育施設、子育て世帯の負担軽減を図り、園児の健やかな成長を育むことを目的とする。 ②交付金を充当する経費内容 負担金、補助及び交付金10,425千円 （うち交付金3,300千円、県支出金5,759千円、一般財源1,366千円） ③積算根拠（対象数、単価等） ・認定こども園1号認定分 7,500円（主食費3,000円、副食費4,500円）*18%（物価上昇率）*9ヶ月*90人=1,093,500円 ・認可保育所、認定こども園2、3号認定分、小規模保育園 7,500円（主食費3,000円、副食費4,500円）*18%（物価上昇率）*9ヶ月*768人=9,331,200円 合計：10,424,700円 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等） 認可保育所、認定こども園、小規模保育園、保護者	―	―	―	R6.4	R6.12	本事業の対象となる全ての事業者に対して補助金を交付し、保護者の負担増抑制及び保育施設等の負担軽減を図る。	市HP・広報誌	保育所・幼稚園・認定こども園等			R6補正（地）
		8	R5_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金学校給食費物価高騰対策事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		16,502	13,203	13,203						3,299	①目的・効果 エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響を受けている学校給食食材費（教職員分を除く）の一部を市が負担することにより、子育て世帯の負担を軽減するとともに、質の良い給食の安定的な供給を図ることを目的とする。 ②交付金を充当する経費内容 負担金、補助及び交付金16,502千円 （うち交付金13,203千円、一般財源3,299千円） ③積算根拠（対象数、単価等） ・保護者負担軽減分 小学校：300円（値上げ相当分）*11ヶ月*1,272人=4,197,600円 中学校：400円（値上げ相当分）*11ヶ月*658人=2,895,200円 計：7,092,800円（保護者負担軽減分） ・価格値上がり見込み分 小学校：25円*1,272人*195回=6,201,000円 中学校：25円*658人*195回=3,207,750円 計：9,408,750円（値上がり見込み分） 合計：16,501,550円 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等） 学校給食センター運営委員会、保護者	―	―	―	R6.4	R7.3	本事業の対象となる全ての事業者に対して補助金を交付し、保護者の負担増抑制を図る。	市HP・広報誌	給食			R6当初（地）
		9											–	–																			
		10											–	–																			
		11											–	–																			
		12											–	–																			
		13											–	–																			
		14											–	–																			
		15											–	–																			
		16											–	–																			
		17											–	–																			
		18											–	–																			
		19											–	–																			